

平成 21 年 7 月 1 日

各 位

会社名 全日本空輸株式会社
代表者名 代表取締役社長 伊東 信一郎
(コード番号 9202 東証・大証各第1部)
問合せ先 総務部長 小辻 智之
(TEL . 03-6735-1001)

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 21 年 7 月 1 日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本資金調達目的

当社グループでは、平成 20 年 1 月に策定した「2008～11 年度中期経営戦略」において、成長分野である国際線旅客事業及び貨物事業の拡大を図ってきました。しかしながら、世界同時不況による需要の急速な減退という状況に直面し、当社グループを取り巻く事業環境は非常に厳しいものとなっていることから、平成 21 年 1 月に従来計画の修正を行い、「ANA グループ中期経営方針」をとりまとめました。これは、急激な経営環境の悪化に適切に対処し、平成 22 年の首都圏空港（成田・羽田）の容量拡大というビジネスチャンスを確実に捉えることにより、事業を成長軌道に乗せていくことを目指すものです。

現在当社グループでは、上記中期経営方針に基づいて策定した 730 億円のコスト削減を含む「2009 年度経営計画」を実行中であり、今後新たに策定する中期経営戦略（2010 年～2013 年度）による将来の飛躍に向けて準備を行っております。

今般の公募増資の実施により、強固な財務基盤を確立すると共にボーイング 787 などを中心とする経済効率の高い航空機への戦略投資を促進することによって、上記中期経営方針を着実に推進し、「アジアを代表するエアライングループを目指す」という目標の実現に向けて、航空運送事業を中心に高品質なサービス提供の維持・向上に努めてまいります。

ご注意：この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

2. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 ① 下記(4)①に記載の国内一般募集における国内幹事会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 250,000,000 株
② 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 250,000,000 株
③ 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 37,500,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 21 年 7 月 13 日(月)から平成 21 年 7 月 15 日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 国内及び海外における同時募集とする。
- ① 国内一般募集
国内における募集（以下「国内一般募集」という。）は一般募集とし、野村証券株式会社、J P モルガン証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、みずほ証券株式会社及び日興シティグループ証券株式会社（以下「国内幹事会社」という。）に国内一般募集分の全株式を買取引受けさせる。国内一般募集の主幹事会社は野村証券株式会社であり、当社株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては同社が単独で行うが、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、同社は、共同主幹事会社である J P モルガン証券株式会社と共同で行う。
- ② 海外募集
海外における募集（以下「海外募集」という。）は欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集とし、J.P. Morgan Securities Ltd. 及び Nomura International plc を共同主幹事引受会社とする引受人（以下「海外引受会社」という。）に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。
- なお、上記①及び②の各募集に係る株式数については、国内一般募集 250,000,000 株及び海外募集 287,500,000 株（上記(1)②に記載の買取引受けの対象株式 250,000,000 株及び上記(1)③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式 37,500,000 株）を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

ご注意: この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

また、上記①及び②の各募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集、海外募集及びオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターズは野村證券株式会社及び J P モルガン証券株式会社とする。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）と当社が引受人より受取る 1 株当たりの払込金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日（国内）まで。
- (7) 払込期日 平成 21 年 7 月 21 日（火）から平成 21 年 7 月 23 日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1,000 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (10) 国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 37,500,000 株
種 類 及 び 数 額 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定される。なお、売出価格は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社の株主から 37,500,000 株を上限として借入れる当社普通株式の国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売出価格その他本売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役に一任する。
- (9) 本売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（下記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 37,500,000 株
種 類 及 び 数 額
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 公 募 に よ る 新 株 式 発 行 決 定 方 法 における払込金額と同一とする。

ご注意：この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成 21 年 8 月 17 日(月)
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 平成 21 年 8 月 18 日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (10) 本新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「2. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の主幹会社である野村証券株式会社が当社株主から 37,500,000 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、37,500,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を野村証券株式会社に取得させるために、当社は平成 21 年 7 月 1 日(水)開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式 37,500,000 株の第三者割当増資(以下「第三者割当増資」という。)を、平成 21 年 8 月 18 日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 21 年 8 月 11 日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村証券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第

ご注意: この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、シンジケートカバー取引及び安定操作取引については、野村證券株式会社は、JPモルガン証券株式会社と適宜協議の上、これらを行います。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,949,959,257株
公募増資による増加株式数	537,500,000株 (注) 1.
公募増資後の発行済株式総数	2,487,459,257株 (注) 1.
第三者割当増資による増加株式数	37,500,000株 (注) 2.
第三者割当増資後の発行済株式総数	2,524,959,257株 (注) 2.

(注) 1. 海外引受会社が上記「2. 公募による新株式発行（一般募集）」(1)③に記載の権利全部を行使した場合の数字です。

2. 上記「4. 第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であり、上限を示したものであります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資による手取概算額合計上限 182,622,500 千円については、航空機購入を含む設備投資資金に充当する予定であります。

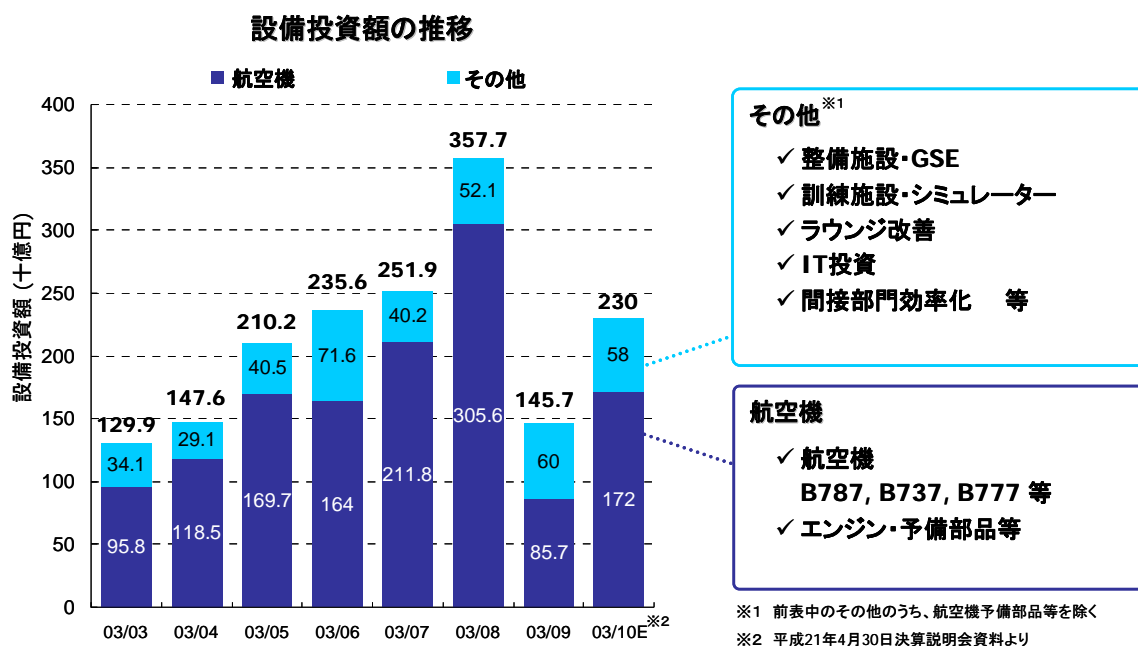
なお、当社グループの航空運送事業における個別の設備投資計画については、平成 21 年 5 月 31 日現在下表のとおりであります。

設備の名称	数量	投資予定総額 (百万円)	既投資額 (百万円)	今後の 投資予定額 (百万円)	発注年月	完成・ 引渡年月	所要資金の 調達方法
ボーイング 777-300 型機	6	89,841	58,886	30,955	平成 19 年 3 月	平成 21 年 12 月以降	自己資金、借入金、社債発行及び増資資金
ボーイング 787 型機	55	718,138	91,346	626,792	平成 16 年 4 月	平成 22 年 2 月以降	〃
ボーイング 767-300 型機	5	40,262	18,293	21,969	平成 18 年 12 月	平成 22 年 8 月以降	〃
ボーイング 737-800 型機	8	38,935	26,997	11,938	平成 19 年 3 月	平成 21 年 6 月以降	〃
ボーイング 737-700 型機	15	69,698	11,597	58,101	平成 15 年 6 月	平成 22 年 10 月以降	〃
ボンバルディア DHC-8-400 型機	3	7,514	819	6,695	平成 20 年 6 月	平成 22 年 1 月以降	〃
その他	—	98,086	13,259	84,827	—	—	〃
合計	—	1,062,474	221,197	841,277	—	—	—

- (注) 1. 航空機については当社における設備投資の計画であります。
2. その他には航空機予備部品等の購入が含まれており、平成 21 年度の設備投資の計画であります。
3. 今後の投資予定金額は予算上の換算レート（主として 1 ドル=95.00 円）で算出しています。また、為替の変動等により、今後の投資予定額等に大幅な変更もあり得ます。
4. 金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。
5. 数量には今年度既受領分を含んでいます。

ご注意: この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

なお、当社グループの設備投資額推移は、以下の通りです。



(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

新株発行並びに株式売出しを実施し、財務体質の強化を図ることによって、平成22年に予定されている首都圏空港拡大後の円滑な事業拡大が可能となり、中長期的に収益の向上に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主への利益還元を経営の重要課題として捉えています。また、永続的な株式価値の向上のためには内部留保による財務体質の充実に努め、経営基盤の強化を図ることが必要であるとと考えております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記基本方針に基づき、当該期の当社業績や経営環境等を総合的に勘案し、株主還元、内部留保、成長のための投資という3点のバランスを考慮しつつ、配当の決定を行っております。

(3) 内部留保資金の用途

今回の調達資金も含め、航空運送事業への重点的な投資に充て、収益の拡大を進めていく方針です。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

ご注意: この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益又は当期純損失(△)	16.77 円	32.93 円	△2.19 円
1 株当たり年間配当金	3 円	5 円	1 円
実績連結配当性向	17.9%	15.2%	—
自己資本連結当期純利益率	8.4%	15.1%	△1.1%
連結純資産配当率	1.6%	2.3%	0.5%

(注) 1. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益を自己資本(期首の純資産の部合計と期末の純資産の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 連結純資産配当率は、年間配当金総額を連結純資産(期首の純資産の部合計と期末の純資産の部合計の平均)で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
始 値	427 円	460 円	439 円	381 円
高 値	489 円	486 円	446 円	382 円
安 値	392 円	385 円	316 円	337 円
終 値	463 円	439 円	386 円	337 円
株価収益率	27.6 倍	13.3 倍	—	—

(注) 1. 平成 22 年 3 月期の株価については平成 21 年 6 月 30 日(火)現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成 21 年 3 月期に関しては、当期純損失を計上しているため、株価収益率は表示しておりません。

(4) ロックアップについて

上記「2. 公募による新株式発行(一般募集)」(4)②に記載の海外募集に関連して、当社は、海外募集に係る受渡期日(発行価格等決定日の 6 営業日後の日)から同受渡期日後 180 日間を経過するまでの期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターズの事前の書面による承諾を受けることなく、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、株式分割による新株式発行等を除く。)等を行わない旨を合意しております。

以 上

ご注意: この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。